

# 令和4年度第17回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和5年2月8日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

# 第 1 7 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 8 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 6 1 号議案 給食用配膳台等の購入における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
  - 第 2 第 6 2 号議案 給食用スプーン等の購入における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
  - 第 3 第 6 3 号議案 ( 仮称 ) 給食センター ( 寺田 ) 新築工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
  - 第 4 第 6 4 号議案 ( 仮称 ) 給食センター ( 寺田 ) 新築給排水衛生設備その他工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
  - 第 5 第 6 5 号議案 ( 仮称 ) 給食センター ( 寺田 ) 新築空調換気設備その他工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
  - 第 6 第 6 6 号議案 八王子市立学校職員の懲戒処分について
  - 第 7 第 6 7 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
  - 第 8 第 6 8 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 9 第 6 9 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定について
  - 第 1 0 第 7 0 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 1 1 第 7 1 号議案 令和 4 年度 ( 2 0 2 2 年度 ) 八王子市教育委員会表彰について

第12 第72号議案 八王子市小中一貫教育に関する基本方針の改定について

第13 第73号議案 令和5年度(2023年度)統括校長を設置する学校の指定について

#### 4 報告事項

- ・令和5年度(2023年度)以降の学校プールの基本方針等について  
(地域教育推進課)
  - ・令和4年度「第6回図書館を使った調べる学習コンクール」について  
(教育指導課)
  - ・GIGAスクール端末での電子書籍貸出しサービスの開始について  
(教育指導課・図書館課)
- 

#### 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	川 島 弘 嗣
委 員	柴 田 彩 千 子
委 員	保 坂 曉 子

#### 教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	鳥 越 克 彦

教 職 員 課 長	山 野 井 寛 之
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	平 塚 裕 之
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 ス ポ ー ツ 担 当 部 長	志 萱 龍 一 郎
生 涯 学 習 政 策 課 長	鶴 田 徳 昭
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	谷 靖 之
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
図 書 館 分 館 担 当 課 長	鈴 木 秀 吾
教 育 指 導 課 指 導 主 事	志 村 亮 介
教 育 指 導 課 指 導 主 事	福 島 裕 子
教 育 指 導 課 指 導 主 事	大 野 木 寛
教 育 指 導 課 主 査	奈 良 了
教 職 員 課 主 査	馬 場 功 太
図 書 館 課 主 査	村 石 英 里
図 書 館 課 主 査	佐 藤 綾
教 育 総 務 課 課 長 補 佐 兼 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 任	池 上 光
教 育 総 務 課 主 事	寺 田 美 緒
教 育 総 務 課 会 計 年 度 任 用 職 員	羽 山 あゆ美
教 育 総 務 課 会 計 年 度 任 用 職 員	牛 島 久 子

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席ですが、伊東委員が欠席でございますが、4名でございますので本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和4年度第17回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、保坂暁子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席について、部長職及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、第61号議案から第65号議案及び報告事項「令和5年度（2023年度）以降の学校プールの基本方針等について」は、いまだ意思形成過程のため、また第66号議案、第67号議案及び第71号議案については審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、それぞれについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第8 第68号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について及び、日程第9 第69号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定については、相互に関連いたしますので一括して議題に供します。

各案について、教育総務課から説明願います。

渡邊教育総務課長 第68号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について及び、第69号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定について、一括して御説明させていただきます。詳細は担当の長井課長補佐より説明申し上げます。

長井教育総務課課長補佐兼主査 それでは、御説明させていただきます。

お手元の議案資料の3枚目の議案関連資料を御覧ください。

まず、第68号議案の八王子市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてです。

現在、本市教育委員会の文書の取扱いは基本的に市長部局の文書の取扱いを定める八王子市文書取扱規程に合わせており、八王子市教育委員会事務局処務規則第15条において、教育長が別に定めるほか、八王子市文書取扱規程（昭和34年八王子市訓令第4号）の例による、としているところです。

このたび、市長部局は教育委員会等も含めた市の公文書の電子化に向けて、今年の4月から全庁的に文書管理システムを導入するに当たり、公文書の取扱いの定めについては、公文書管理に係る条例規則等に基づいて対応するため、本年3月31日付で八王子市文書取扱規程を廃止するとしました。そのため、規則第15条について、規程整備のため所用の変更を行う改正を行います。

1枚目の第68号議案文書を御覧ください。

改正内容の詳細については、議案文書中の下の改正前後の表のとおりです。太字の下線部分が改正箇所となります。

なお、4月以降も文書の取扱いについては、これまでと同じく基本的に市長部局の取扱いに合わせて対応を行うため、「八王子市の例による」と変更いたします。

次に、八王子市教育委員会事案決定規程の一部改正について、御説明いたします。

議案資料2枚目の第69号議案文書を御覧ください。

こちらも文書管理システムの導入に伴うもので、教育委員会に係る事務の事案の決定方式及び決定権者が不在の場合の代決を原則として、これまで紙文書での押印による決裁から電子決裁に変更するための規程整備を行うものです。

当該規程のうち、事案の決定方式について定める第5条第1項事案決定の代決について定める第6条第5項及び第6項について、所要の変更を行います。

なお、変更は一部の事案の決定において、これまでどおり紙文書での押印による決裁や代決も残る形になるため、それを踏まえた内容となっております。

改定内容の詳細については、第69号議案文書中の下の規程の変更案の改正前後の表のとおりです。第5条第1項、第6条第5項及び第6項の太字の下線部分が改正箇所となります。

最後に、改正する規則及び規程の施行日は、令和5年4月1日となります。

説明は以上です。

安間教育長 只今、教育総務課からの説明は終わりました。

各案について、御質疑はございませんか。

保坂委員 今、聞いていてよく分からなかったのですが、文書取扱規程がなくなって「八王子市の例による」というもの、これはどこに規程があるのでしょうか。

長井教育総務課課長補佐兼主査 基本的には市長部局で、現在、八王子市の公文書の管理に関する条例というものと同条例施行規則というもの、あと公文書管理の手引きというものを定めておりまして、市長部局はそちらに合わせて対応するという形で、今、所要の改正の手続を行っております。教育委員会もそちらに従って対応するというので「八王子市の例による」とするところです。

以上です。

保坂委員 公の文書としては、「八王子市の例による」だけで良いのでしょうか。それとも新しい規程ができたなら、それをもう少し具体的に「何々による」というように変更されるのでしょうか。

長井教育総務課課長補佐兼主査 こちらの改正につきましては、市長部局のほうの文書を管理する公文書管理課とその他私どものように同じく行政委員会を持っております各委員会の事務局などとも調整をいたしまして、このような形の対応をすることで調整をしております。最終的には公文書管理課のほうの規程に基づくという形にはなりますけれども、こちらの対応で行くということで調整は取っているところです。

以上です。

安間教育長 ほかに御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、各案について御意見いただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第68号議案及び第69号議案については、提案の

とおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 68 号議案及び第 69 号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第 10 第 70 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、図書館課から説明願います。

鈴木図書館分館担当課長 それでは、第 70 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、担当の村石主査から御説明申し上げます。

村石図書館課主査 それでは、御説明いたします。

お手元の議案関連資料を御覧ください。

八王子市図書館条例施行規則の改正について、今回の趣旨を申し上げます。

まず、現在、毎月第 2、第 4 月曜日を休館日とする八王子市由木中央市民センター図書館他 4 つの市民センターに併設された図書館について、休日を除く全ての月曜日を休館日とすることで、開館スケジュールを平易にし、運営の効率化を行うものです。あわせて、八王子市生涯学習センター図書館の館内整理日が年始休業に重なる場合についても整理してまいります。

また、豊かな読書環境の整備を図ることを目的に図書館システム及び学校図書館システムの連携を活用して、全児童・生徒に対して公共図書館の電子書籍貸出しサービスを実施するため、館内貸出しの手続等について整理を行います。

以上、3 点について具体的に説明してまいります。

まず、市民センター図書館の毎週月曜休館についてです。

市民センター図書館は地域の読書支援の重要な拠点として機能しているところです。資料後方の表 1 及び表 2 を御覧ください。

現在、市民センターの館内整理日に合わせ、第 2、第 4 月曜日を休館日としていますが、利用者の動向データからも月曜日の利用が最も少なく、また今年度の八王子市図書館サービスアンケート調査においても、市民センター図書館で得られた回



答では、よく利用する曜日の設問に対し、月曜日の回答が最も少なく、特に決まっていなかったとの回答が最も高いものでした。月曜日が恒常的な利用につながりにくい傾向が見られます。

一方で、図書館の非来館型サービスは、コロナ禍を契機として飛躍的な発展を遂げており、今後も新たなサービス開始を予定しています。

表3を御覧ください。

D X、出張、一部図書館機能の拡張などさまざまな手法で図書館と利用者との距離を近づける取組を拡充し、利用実績を積み上げています。市域の広い本市において、対面型を重視していたこれまでの図書館の運営バランスを見直し、利用者に最も影響の少ない形で休館日を整理することにより、このリソースをオンラインなどを含めた多様な読書支援の充実と継続につなげていく予定です。

今回の変更については、市民や利用者の皆様に丁寧に周知してまいります。

また、各市民センター図書館の入り口に、自由に手に取り持ち帰ることができる図書館のリサイクル本コーナー設置を新たに提案していくなど、市民の読書環境を維持するとともに電子書籍などのPRをさらに強化し、DXの促進を図ってまいります。

2点目は、八王子市生涯学習センター図書館の館内整理日についてです。

昨年12月に第50号議案 八王子市生涯学習センター及び同図書館の臨時休館日について御審議いただきましたとおり、毎月第1火曜日と定めた館内整理日が年始休業と重なる場合があることが判明したため、あらかじめ次の休日でない火曜日を代替日と定めておくものです。これにより、今後は同様の件について、規則に則り円滑な運営が可能となります。

3点目は、GIGAスクール端末での電子書籍貸出しサービスの実施についてです。

図書館システム、学校図書館システムの連携機能及びGIGAスクール端末等の活用により、豊かな読書環境の整備を図るため、市立小・中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒に対して、八王子市図書館電子書籍の利用資格を付与し、貸出しを可とするものです。

本件の詳細については、この後、教育指導課と合同で報告を行います。

改正内容は、以上の3点です。

施行は令和5年4月1日の予定です。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

川島委員 御説明ありがとうございます。

4月から毎週月曜日を休館日にするということは、利用者に対しては今おっしゃったとおりの配慮だと思うのですが、そこで働いている方の収入の減というところに対しては、どのような対応や対策があるのか、伺いたいところです。

鈴木図書館分館担当課長 市民センター図書館につきましては、地域の住民協議会の方々に委託をしているところです。委託料の中で取扱いのほうをしていただきますので、その中で金額のほう、それと働いている方に関しては、ローテーションの中で対応していただくような形で話をさせていただきます。

川島委員 今のお話だと、単純に開館日が減るので委託料が減るというように一般的には思うのですね。そうすると、減った中でやりくりをなさいと言っても、当然、働いている方の収入は減ると思うのですが、そのようなことではないですか。

安間教育長 そのような説明に聞こえてしまいましたね。

鈴木図書館分館担当課長 賃金のほうの改定がございまして、年間の部分に関しては、委託料の中で対応していただくという形で住民協議会の方々と話しておりますので、実際に年間26日減になる部分がございます。その中に関しては働いている方、図書部の方たちに委託料の範囲内で対応していただくという形になるかと思っております。

安間教育長 委託料は変えないから、例えば時給なり何なりが上がるということをおっしゃったのですね。

鈴木図書館分館担当課長 そのとおりです。

安間教育長 それで良いのですか。

平塚生涯学習スポーツ部長 市民図書館センターの実施については、これまでも地域の方の運営ということで、住民協議会と委託しながら地域に根差した運営というものをおこなってきたところです。その中で、これは声なのですが、コロナ禍ということもあってでしょうけれども、なかなか住民協議会、受託側も人材確保という部分に

ついて厳しいという声があったのも1つ事実でございます。その中で、今回月曜日毎週休館日を住民協議会のほうにもあらかじめ説明したところの中で、当然、開館日であげる部分があるので、いわゆる従事日数というか労働日数が減るということも一定程度御理解した中で、お話を今調整しているというところがあります。現実、勤務日数が減れば、賃金の単価が上がったとしても削減という要素はございます。その部分についても御理解を得ながら今進めているというような形です。

安間教育長　ほかに御質疑ございませんか。

柴田委員　御説明いただきまして、このDXの推進というものが図書館分野でもかなり進んでいっていることを把握しました。

そこで1つ質問なのですが、このようにインターネットを敬遠するような住民層、特に高齢者層の方に対して、開館日がなくなるということもありますので、特に重点的に説明をする機会を持つとか、高齢者層向けにこのような端末の扱い方の講座を開催するなどの対応策は考えていらっしゃいますか。

鈴木図書館分館担当課長　現在、ホームページの講座を生涯学習センター図書館で行っております。市民の方には、そのような手法を用いまして、取扱い、やり方、借り方、そのようなことを今スマートフォンの講座として、開いております。丁寧な対応を今後もさせていただきたいと思います。

安間教育長　ほかにございましょうか。

私から1点。これ市民センターの図書館が例えば月曜日、月に2回ぐらい休館日が増えますが、市民センター自体は開いているわけですね。一方で、市民センターを不登校児童・生徒の居場所にしようではないかという構想がありますね。そことの関係性で何か考えていることはありますか。どこでも結構です。教育指導課でも良いです。

鶴田生涯学習政策課長　まずは図書館側の関係についてなのですが、これまでも特に夏休みといったところで、2学期が始まる前など学校に行きづらいなというような子どもたちの居場所として、子どもたちの置かれている環境も職員が理解しながら、図書館も大事な居場所というように考えておりました。当然、本館、分館、そして市民センター図書館5館ということで、全部で9館ございますが、それぞれが子どもたちの居場所になるものというように考えていますので、なるべく居やすい場所

ということで環境整備、また職員の対応について、受入れ側としてしっかり整えていきたいと考えております。

安間教育長　　よろしく申し上げます。特に不登校の子どもたちが、そこに行って居場所があるというのは大変良いことだと思います。市民センターの規模だとか何かによるのだろうけれども、どこかここが自習室ですといえるような場所が取れるのだったら、居場所になるような場所を用意できるのであれば、そこを調整しながら、ぜひ、そんなことも考えてみてください。

本は貸出しできなくて良いのですよ。逆に言えば、休館日だってWi-Fiさえあれば1台持っている端末で自習とか何かができますでしょう。ぜひ、そんなことも協働して考えてみてください。

ほかに御質疑はないようでございますので、本案についての賛否の御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第70号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第70号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　日程第12 第72号議案 八王子市小中一貫教育に関する基本方針の改定についてを議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

北川統括指導主事　　それでは、第72号議案 パブリックコメントを踏まえた、八王子市小中一貫教育に関する基本方針の改定について、お諮りさせていただきます。

詳しくは、担当の大野木指導主事より御説明いたします。

大野木教育指導課指導主事　　八王子市小中一貫教育に関する基本方針の改定について、御説明いたします。

1、説明の趣旨です。

令和4年11月2日第12回教育委員会定例会にて、小中一貫教育推進委員会を中心に作成した本基本方針の改定案の内容について御報告させていただきました。本日は、パブリックコメントの実施結果を踏まえたものを令和5年4月からの基本方針として施行することについてお諮りいたします。

2、パブリックコメントによる意見募集の実施結果についてです。

改定に当たり、令和4年12月8日から令和5年1月10日まで、パブリックコメントを実施いたしました。21名71件の御意見をいただきました。

パブリックコメントでいただいた御意見と教育委員会からの回答については、別添「八王子市小中一貫教育に関する基本方針(改定案)」への意見募集の実施結果について、にまとめてありますので、参考に御覧ください。

なお、回答に当たっては、関係所管と協議の上、記載をしております。

次に、パブリックコメントによる意見の改定案への反映箇所についてです。

パブリックコメントでいただいた御意見から、次の3点について改定案へ反映させました。議案関連資料を御覧ください。

1点目は、意見No.24についてです。意見の概要は、「子どもを取り巻くさまざまな課題があることは実感を持って理解できるが、それらを解決するために「小中一貫教育」が必要だ、という流れの文章には疑問を感じた。「解決のための方法のひとつ」という書かれ方であれば納得ができる」という内容です。反映内容ですが、資料にお示ししている文章表現に変更することとしました。

2点目は、意見No.25についてです。意見の概要は、「家庭や地域に対して「変化していく児童・生徒の姿を報告する」という表現だが、「こうあるべき」「こうなるべき」という押しつけの変化が生まれるのではないか」という内容です。反映内容ですが、資料にお示ししている文章表現に変更することとしました。

3点目は、意見No.45についてです。意見の概要は、「誰一人取り残さず見守り、育成する体制」とあるが、別のグループや市立学校以外へ進学する子どもがいることを想定していることを記載すべきである」という内容です。反映内容ですが、資料にお示ししている文章を追記することとしました。

改定案からの大きな変更点は以上となります。

パブリックコメントによる意見を反映した基本的な方針については、議案別紙「八王子市小中一貫教育に関する基本方針」のとおりです。

なお、事務局側で本基本方針の文章等を再度確認し、改定案から若干文言等の修正をしております。

今後のスケジュールです。

2月下旬、別添でお示ししている「「八王子市小中一貫教育に関する基本方針(改定案)」への意見募集の実施結果について」を市ホームページにて公開予定。3月上旬、改定した本基本方針を市ホームページにて公開予定。3月2日、市立小学校校長会にて、3月13日、市立中学校校長会にて本基本方針を周知。4月1日、本基本方針の施行。以上の流れで進めていく予定です。

私からの説明は以上です。

安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

保坂委員 今さらなのですけれども、パブリックコメントに義務教育学校というネーミングについての意見があったのに、八王子市では「義務教育学校とする」というような答えになっていたの、義務教育学校というのは八王子市がつけたネーミングであって、文科省が小中一貫校はそのような名前にするということに決めていたわけではないということは、初めて分かったのですが、どのような経緯でそのようなネーミングになったのか。あまり、義務という言葉がどうということではないですけれども、もうすこし何か違う案はなかったのかどうか。児童・生徒の方は自分たちの学校の名前について、どのように感じているのか、何か分かっていることがあれば教えていただきたいと思います。

高橋地域教育推進課長 義務教育学校でございますが、これまでは学校の校種、学校の種別ですね、これが小学校、中学校のみでございました。これがいわゆる法制化により1年生から9年生まで一貫した教育を行う義務教育学校として法整備をされたことによります。八王子市の場合は、同じ1つの校舎で9年間連続して学ぶ形態をとることを、その状態の場合義務教育学校という、その校種を法に基づいて取り入れるということでございます。その他については、小学校、中学校単独のものを、グループ化して小中一貫教育を行っていると定めています。

保坂委員 学校の運営としては、義務教育学校とするというように決められているのでしょうか。

高橋地域教育推進課長 ネーミングとしては、さまざまございます。例えば 学園というものもございますが、学校の種類は小学校、中学校、義務教育学校ということで名称を定めております。

保坂委員 では、パブリックコメントの答えに八王子市では義務教育学校とするという返答になっているのですが、それはそのような規則だからそうなっていますということですか。例えば初等・中等教育学校とか、というのはない。例えば、都が設置しているものだと思いますが中等・高等教育学校というのがあるのと同じようなのに初等・中等教育学校という名前。良いかどうかは別にして、それはつけることは可能なのでしょうか。

高橋地域教育推進課長 ネーミング、名称として、学校名としてつけるという意味では初等・中等というのは、あるかと思えますけれども。

安間教育長 いや、これは高校がないから中等と言えないでしょう。

高橋地域教育推進課長 そうです。いわゆる義務教育学校以外のものをつけるのであれば、それが分かるような学園であるとか、そのような名称として存在はしておりますけれども、初等・中等という名称では義務教育学校はイコールではないということです。八王子市の場合には、いずみの森義務教育学校がスタートしておりますが、これはもう定例会で決定をさせていただいて、学園という名称ではなく義務教育学校という名称で定めたところでございます。

安間教育長 保坂先生、中等教育と言ってしまうと中学・高校なのです。だから高校まで入っていれば初等・中等教育学校と言えるかもしれない。

保坂委員 では、もう1つ別の話なのですが、これは9年間の一貫教育に関わることだとは思いますが、1学年100人ぐらいですか。100人で9年間、同じ100人で一緒に過ごすということは、プラスもあるけれどもマイナスも多くあって、リセットができないということ。あと八王子市の場合は転校などの出入りは、どのぐらいあるのでしょうか。

大野木教育指導課指導主事 各学年の人数は学校の規模にもよります。100名ぐらいの学年もあれば、もう少し少ない学年もあるというところになります。

保坂委員　　いずみの森義務教育学校についてお伺いしています。

北川統括指導主事　　いずみの森義務教育学校に限らずということですが、1年生から9年生までが1つの学校で学べると、学級編成替えで人間関係が変わるということはありません。ほかの学校に転入や転出することは可能になっています。1つ大きなメリットとしては、これまで小学校と中学校で分かれていましたが、1つの校舎で同じ子どもたちを1つの教職員組織が子どもたちを見るということで、例えば2年生で例えば何かあった時に、7年生、8年生、9年生の担当教員が、一緒に対応できるということがあります。子どもたちが担任の先生以外の先生、多様な先生方に相談できるといったメリットはあると考えています。

保坂委員　　八王子市の場合は、転入や転出というのはどのくらい多いのか少ないのか。固定して9年間過ごす可能性が大きいのかどうかを教えてくださいました。

山田学務課長　　細かい数字は持っていませんが、いずみの森義務教育学校に関して言いますと、それほど多くの転出入の動きというのは、ないかと思うところがございます。恐らく9年間、皆様連続して学んでいるような形になってくるかと思えます。

安間教育長　　制度としては小中一貫でペアにはなっているけれども、別の中学校に行きたかったら行けますよと、そういうことを言っているのですね。

山田学務課長　　まだ中学校につきましては、学校選択制度がありますので、希望によっては他に移るケースもありますが、そう多くほかの学校に移るということはない状況かと思えます。

安間教育長　　義務教育学校において、転出した子というのは、覚えている限りどのくらいいるのですか。

北川統括指導主事　　大ざっぱな数字になりますが、6年生が今度7年生になる時に出入りがあります。

安間教育長　　私立ですか。

北川統括指導主事　　そうです。約110名程度の学年で20名から30名ぐらいの子どもたちが、私立に行ったり、市内の他の市立学校に進学するという傾向があります。



高橋地域教育推進課長 学区の問題にも関わってくるのですが、いずみの森義務教育学校については、第四小学校から7年生以降、転入をしてくる児童・生徒、またいずみの森義務教育学校前期課程から近隣の由井中学校に転出する生徒もおります。この割合が大体8%ぐらいで、若干というところでございます。

以上です。

保坂委員 ありがとうございます。

安間教育長 ほかに御質疑ございませんか。

柴田委員 意見No.25を受けて、文章表現を変更されたということですが、従来文章よりも変更内容のほうは、ニュアンスが伝わってきて良いのではないかと思います。もう一步踏み込んで書いていただいたほうがイメージしやすいのではないかと思います。例えば、取組を通じて成長していく児童・生徒の姿を家庭・地域と共有するとありますが、どのようにして共有するのか。前の文章だと、報告をして共有をするということだと思っておりますが、多分、小中一貫教育を進めていくに当たっては、報告するだけではなくて、家庭・地域からも御意見を受けながら、相互に共有をしていく体制を作るとということだと思っております。その辺りのニュアンスをもっとイメージできるようにしては良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

大野木教育指導課指導主事 ありがとうございます。只今いただいた御意見、おっしゃるとおりだと思いますので、もう1回この文章を精査して、回答したいと思います。ありがとうございます。

安間教育長 ほかにございましょうか。

川島委員 1点教えてほしいのですけれども、せっかくこれだけパブリックコメントをいただいている、そのいただいたものに対して1つひとつの答えが今ここにありますが、これというのはいいただいた意見の方に、このようなことですよというような返答はされているのでしょうか。それとも、今日のこの場でこれが公開されたということで回答だというような捉え方なのでしょうか。

大野木教育指導課指導主事 予定では、この後、ホームページに公開をすることをもって回答するというところで現在考えております。

川島委員 そのようにパブリックコメントをしていただいた方も承知しているという

か、ホームページにそれに対する答えが出てくるのだということが分かっているということになるのですか。例えばパブリックコメントを求めて、それに対してお答えはホームページで後日いたしますというような案内があったのかどうか。常々教育長がおっしゃっているように、アンケートに対してこちら側からのアクションが、アンサーがないと良くないというお話しをされていると思って、私もそのとおりだと思っているので。やはりせっかくいただいた御意見なので、その方にしっかりこちらの誠意が伝わるようなことが必要だと思いました。

大野木教育指導課指導主事     ありがとうございます。その辺り確認をいたしまして、しっかりと御意見をいただいた方に返すように確認をしてみたいと思います。ありがとうございます。

安間教育長     それについては、一言私も。今、川島委員が言っていたけれども、毎回言っている話ですからね。アンケートなどを我々の都合よく取って意見を聞きましたという、そんな時代ではないですよ。しっかりとその結果というのは返さなければいけない。相手が匿名だから返せませんというのなら、それは納得するけれども、このような対応ですということは示せるようにしてください。それが聞く側の義務ですよ。人に聞くということは、このようなことが義務です。

ほか、よろしゅうございますか。

よろしければ、私から要望を1点。先ほどの保坂委員の御質問の前半部分の話で、結局、ここまでずっと引きずっているのだけれども、義務教育学校というものが特別な学校だと言って設置できる自治体というのは、その義務教育学校に対して、その自治体の中の全員の子が入学可能、つまり校種が違うという状態でやっている場合なのだろうと私は思うのです。だけれども、本市ではその考え方に立っていないから、いわゆる国の定義で言うところの義務教育学校という意味ではなくて、義務教育という小・中学校を1つにした教育をやる学校という意味合いで小中一貫教育を進めていく中で、校舎一体型のものを義務教育学校と呼ぶのだよ、という言い方で整理をしていた。そうでないと、住んでいる場所によって受ける教育が違ってしまふという話になってしまうのでね。これはこの教育委員会の定例会の中でも議論になったと思うけれども、そのようなことはあってはならないですよ。もし、特別な教育をやるのだという概念で行くとするならば、いずみの森義務教育学校だけ

はオープンで市内全ての子どもが入れるような状況にしなければいけない。だけれど、この広い市内でそれは不可能ですね。ですから、やる手だてとすると、ブロックごとに分けて、そこに義務教育学校を作っていくという考え方に立つのか、そうではなければ教育内容については小中一貫教育をどこでもやりますよ、形態の違いなのですよという説明で行くのか。で、後者のほうに我々は意思決定をしたわけですよ。いまだに義務教育学校のメリット、デメリットという意見が出てきているということは、これはやはりまだまだ説明が足りない。

私は、義務教育学校のメリット、デメリットについて議論があるのは、現場の教員の保護者や地域への伝え方、もしくは教員自身の不安な思いというのが私はすごく強いと思う。ぜひ、今回、この方針を確定して周知する上では、今の点に絞って、各学校で校長・副校長から教員に対して、この定義をしっかりと伝える。メリット、デメリット、特にデメリットで1番言われるのは、今まで小学校6年生が最上級生としてリーダーシップを取っていたのに、その機会を奪われたという話ですよ。北川元副校長に聞くと、そんなことはないのだという話を聞いていますし、逆に4年生で2分の1成人式をやっているような学校とかもあるわけで。幾らでもそのような機会は作れたり、子どもがリーダーシップを取れる場面というのはある。

今までの固定観念で半分大人に近い中学生に対して、お山の大将になれないから生活指導するのが嫌で反対しているという人がいないとも限らない。だとするならば、ぜひ、この方針を出すことによって、学校で校長からこんこんと小中一貫教育をやるのですと。形態だけの違いですからメリット、デメリットだなんて、そのような議論はなじみませんと。子どもは連続しているのだから小学校で分断したり、中学校だけで分断したりするのが最大のデメリットですよ。それを払拭するのでということを強く伝えていただきたい。そのことを徹底してください。

それでは、御質疑はもうこれでなさそうでございますので、本案について賛否の御意見をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第72号議案については、提案のとおり決定すると

いうことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第72号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第13 第73号議案 令和5年度(2023年度)統括校長を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

山野井教職員課長 それでは、第73号議案 令和5年度(2023年度)統括校長を設置する学校の指定につきまして、詳細を馬場主査より御説明いたします。

馬場教職員課主査 それでは、第73号議案 令和5年度(2023年度)統括校長を設置する学校の指定について、御説明いたします。

本件は、八王子市立学校の管理運営に関する規則第6条の2及び統括校長を置くことができる学校の基準の第3の規定に基づき、令和5年度統括校長を設置する学校を指定するものでございます。

このたび、東京都教育委員会より、令和5年度教育管理職の配置案の提示がありました。本提示を踏まえ、統括校長を設置する学校として指定いたします学校は、いずみの森義務教育学校、館中学校、加住中学校及びみなみ野中学校の4校でございます。

4校共に指定の根拠は、議案関連資料にお示した統括校長を置くことができる学校の基準第2(2)でございます。八王子市教育委員会の重点施策であります義務教育学校及び小中一貫校であり、校長1名、副校長3名という管理職の特例的配置が認められている学校でございます。なお、4校とも今年度と変更はございません。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

私から1点、今後検討してもらいたいという要望です。

先ほども小中一貫教育の基本方針で、議案で確定して、これからその方針で行く場合に、その統括校長を置く学校というもの。種類なのだけれども、少なくとも私が見た範囲でいうと館小・中学校、加住小・中学校、みなみ野小・中学校も、ほぼ校舎一体型ではないですか。いつまでもここがあるので混乱してしまうのだと私は思う。小中一貫校でしょう、これは。だけれども、我々が目指しているのは、小中一貫教育グループ校と義務教育学校と何か3つあるような話。ぜひ、事務局のほうで整理をして、そこに統括校長を置くというような方向に、全体で考えて検討してみてもらえませんか。少なくとも私が見たところによると、加住小・中学校は先ほども成果がほぼ出ていますよね。加住小・中学校は構造上の問題で職員室を一体化できないという話を聞いたのだけれども。それさえできればもうほぼ一体型のような気がするのです。加住小・中学校以外は逆に職員室はもう完全に一体型になっていますね。ぜひ、事務局のほうでその辺の整理というものを検討してみてください。

先ほどの保坂委員の発言で私もふと思ったのだけれども、国の定義とは、もしかすると若干違うようなイメージで我々がやっているのだとすると、「義務教育学校」と、かつて名前を決める時に私も了承をしているのですけれども、もう1回このチャンスに再考させていただきたい。いっそのこと加住や館やみなみ野を考える時に、何かもうすこし夢があるというか、夢がないかどうか分からないですが、それが良いとは言わないけれども、いずみの森学園という名前にして、館学園、加住学園、みなみ野学園と、そのような名前のほうが義務教育学校という定義されたものではなく、私たちが独自に行っているのですよというようなイメージがもしかすると伝わるのかもしれませんが。これは私の単なるたわ言ですけれども。この統括校長、このような原案については、私は全然文句はないし、こうあるべきだと思っていますが。その名称について、ぜひ事務局でこれから検討してもらいたいと。よろしく願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思います。

こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第73号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第73号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　続いて、報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

大日向教育指導課長　それでは、令和4年度「第6回図書館を使った調べる学習コンクール」について、報告いたします。詳細については、担当の奈良主査より御説明いたします。

奈良教育指導課主査　それでは、令和4年度「第6回図書館を使った調べる学習コンクール」について、報告いたします。

このコンクールは、市政100周年を契機に開始したもので、児童・生徒が興味を持った身近な疑問や不思議なことを自ら学び考える「探求学習」の振興と、学校図書館及び公共図書館利活用の推進を図るために実施しております。

また、このコンクールは図書館振興財団が実施している全国規模の地域コンクールとして実施しており、本市の上位入賞作品については、全国コンクールへの推薦を行っております。

応募期間につきましては、令和4年9月1日から30日までの間。この期間に896作品の応募がありました。小・中学校の内訳自体は記載のとおりです。

なお、前年度につきましては、538作品の応募がありました。

審査につきましては、学校司書による一次審査、小・中・義務教育学校校長、教諭による二次審査を行った後に、大学教授と学識経験者によって構成された検討会により各賞受賞作品を決定しております。

受賞作品につきましては、市長賞1作品、教育長賞2作品、優秀賞11作品、優良賞11作品、奨励賞26作品となっております。受賞作品につきましては、一覧をその裏に添付しております。

また、学校での取組を評価いたしました学校賞を1校、学校奨励賞を2校いただいております。

全国コンクールにつきましては、このうち市長賞、教育長賞、優秀賞の14作品を推薦送付いたしました。先月1月11日にこの結果が発表されまして、優良賞が1作品、奨励賞1作品、佳作12作品となりました。

なお、全国コンクールの過去の実績ですが、昨年度は奨励賞2作品と佳作、一昨年は優良賞1作品と佳作、それ以前の3年間は佳作のみとなっております。

作品の展示ですが、市長賞及び教育長賞受賞作品については、保護者の承諾を得た上でホームページ及び学習用端末の「学校図書館サイト」に掲載予定とここに記載がありますが、一昨日、保護者の承諾を得られましたので、近日中に掲載をする予定となっております。

以上となります。

安間教育長 只今、教育指導課からの報告は終わりました。本件について、御質疑ございませんか。

川島委員 御説明ありがとうございます。

昨年の538作品から今年度896作品と、とても多い作品が応募されたということで、それは良かったと思うのですけれども。この参加された学校は、小学校35校、これはそれなりに、約半数ですね。中学校に至っては3校で、取組としては授業の一環で取り組んでいるわけではなくて、学校の中でこのようなことがありますよというのを周知したところに、子どもたちが各自応募したというようなスタンスだと思うのですけれども。小学校は別で、中学校の3校しか参加されないというのは寂しいような気もするのですが、この辺はどうでしょうか。

奈良教育指導課主査 応募につきましては、学校ぐるみで取り組んだもの、個人で作ったものと両方応募可能な形となっております。今、御意見をいただきました中学校につきましては3校と非常に少ない形となっております。こちら3校とも学校ぐるみで取り組んだものとなっております。その3校の中で、個人的に取り組んで作品を出してくださっている生徒の方もいます。ほかの中学校から、やはり作品応募が少ないということも今までずっと傾向としてありまして、これにつきましては我々教育指導課、学校図書館サポートセンターのほうで、学校図書館等を通じて探

求学習の振興について働きかけ、ポスターの掲示や学校司書が色々アピールするなど、そのようなことを進めていきたいと思っております。

安間教育長　ほかにございますか。

柴田委員　こちらの探求学習の取り組みだと思うのですが、テーマ設定が小学生、中学生の自由な興味・関心に沿ってされているということですが。例えば奨励賞の中学校のところで6件、高尾山にちなんだテーマが設定されています。今、日本遺産の取組を、八王子市を挙げて学校教育の中で行っているところだと思うので、来年度、例えば日本遺産について子どもたちがもっと自分のオリジナルな視点を持って探求するようなことを奨励していくと面白いと思いましたので、御検討いただければと思います。

奈良教育指導課主査　では、来年の実施につきましては、その辺りを検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

安間教育長　この別所中の高尾山シリーズというのをうまく今年のフェスティバルか何かで活用したりできるのではないか。もし、そのようなことができるのだったらという方向も、検討してみてください。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　続いて、教育指導課及び図書館課から報告願います。

一杉図書館課長　それでは、G I G Aスクール端末での電子書籍貸出しサービスの開始について、御報告いたします。

図書館では、教育指導課と連携し、市内小・中学校の児童・生徒にG I G Aスクール端末での電子書籍貸出しサービスを4月から開始いたします。

実施内容につきまして、図書館課佐藤主査より御説明申し上げます。

佐藤図書館課主査　それでは、資料に沿って御説明いたします。

概要でございますが、本事業は図書館・学校図書館システムの連携機能を利用し、全児童・生徒に配付している学校図書館用IDを活用して、電子書籍の利用登録を行い、電子書籍貸出しサービスを実施するものです。



現在、図書館では市立小・中学校及び義務教育学校に団体貸出として、読み物や調べ学習用の本などの貸出しを行っています。このたび、紙の本の貸出しに加え、新たに電子書籍を提供することで、多様な資料に接する機会を増やし、読書機会の充実を図ります。

また、電子書籍の導入により、朝読書や学習活動での利用、長期休暇期間中や学校への登校が困難な状況下にいる児童・生徒への読書環境の提供が可能となります。

開始時期は、令和5年（2023年）4月上旬を予定しており、市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒が対象となります。

5のシステム改修及び費用につきましては、図書館課で令和5年（2023年）1月から3月にかけて、本事業用にシステム改修を行い、改修費用は図書館課の予算から流用して充当します。

おめくりいただきまして、規則改正でございますが、現在、図書館課の電子書籍は本市在住・在勤・在学の図書館登録者を対象にサービスを展開しています。本事業は学校図書館用IDを活用する方式のため、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号）を改正し、令和5年（2023年）4月1日付で施行します。本件は、先ほど、議案にも提出させていただきました。

7の周知につきましては、市立小・中学校校長連絡会、学校司書連絡会で周知を行う予定です。

8の電子書籍の選定でございますが、図書館の現行の電子書籍は同時に複数人に貸し出せない仕様のコンテンツが大半となっています。そこで、児童・生徒が朝読書等で利用しやすい環境を提供するために、同時に何人でも読める「読み放題パック」の導入を行います。

また、現行の電子書籍の貸出しの増加も見込まれるため、コンテンツの増強も併せて実施いたします。

「読み放題パック」や学校向けのコンテンツの選定に当たっては、図書館と教育指導課及び学校司書とで連携し、検討を行います。

9のその他につきましては、教育指導課学校図書館サポートセンターで運用している「学校図書館サイト」とリンクし、児童・生徒がGIGAスクール端末から電子書籍を簡単に利用できるようにします。

また、学校図書館サイトから児童・生徒が自校の図書館の本をG I G Aスクール端末で検索できる機能を実装いたします。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、報告は終わりました。本件について、御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

川島委員 御説明ありがとうございます。

学校向けコンテンツの選定ということですが、時間がない中でとても忙しいかと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

私から1点お聞きしたいのですが、学校図書館サイトから児童・生徒が自校の図書館の本をG I G Aスクール端末で検索できる機能を実装するとありますけれども、これは自校だけではなくて、将来的には例えば八王子の図書館機能本体といいますか、市内全体の図書館の検索が可能となって、例えばどこの図書館に行けば借りられるなど、そのようなことを見据えていくのですかね。

奈良教育指導課主査 そちらにつきましては、今回の実装でできる予定になっております。公共図書館の本もG I G Aスクール端末で検索可能となっております。

川島委員 よその学校の分もですか。

奈良教育指導課主査 よその学校も見ようと思えば見られるようになっています。最初に学校名を選んで、本のタイトルなどを入れて検索という画面になっていますので、ほかの学校というのも可能にはなります。

安間教育長 それならば逆が良いですね。本のタイトルを入れると、どこにありますよと検索できたほうが良い。

川島委員 すごく良いことだと思うのですが、そうすると、1番最後の説明を自校の図書館の本をG I G Aスクール端末で検索できるではなく、市内全部の本をと、そのようなことですよ。せっかくなら、そのようにここは説明を書いたほうが良い気がするのですけれども。

安間教育長 私もそのように読めたから。自校のではなくて、市内にあるに変えたほうが良いと思います。

私のほうからも1点質問して良いですか。これG I G Aスクール端末を持っている自治体と書いているのだけれども、日本全国全員の子どもが持っているわけです

よね。どの自治体でもこのようなことを行っているのですか。把握している限りで結構です。

佐藤図書館課主査 幾つか調べたのですが、やはりどうしても結構費用がかさむようでして、近隣でも立川市さんですとか、あとすこし遠いのですが東大阪市さんとかは確認されているのですが。まだ、そんなに多くは導入されていないのが現状です。

安間教育長 だとすると、もっと市民に向けてアピールしてください。これだけ課長頑張っているのだから、自分たちが頑張っているということをしっかり伝えましょうよ。

一杉図書館課長 4月から始まる取組になりますので、本当に連携して取り組んだ、頑張って進めたことですので、しっかりとPRしていきたいと思います。

安間教育長 そうしてください。図書館に関する御質問などがある時には、このことをしっかり自分たちでアピールする。何かで私が見た一覧表の中には、きちんと載っていました。ぜひ、良いことをやっているのだから。子どもたちや親御さん達が見た時に、実際にこの電子書籍サービスを使わなかったとしても、このような機能がうちの市にはあるのだということが、彼らのシビックプライドになるのですよ。ぜひ、皆様方のプライドにもしてもらいたい。ぜひ、その辺を何点か考えてください。もっと、我慢しないで、遠慮せずに。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここからは非公開の審議となりますので、傍聴の方、恐縮でございますが御退席をお願いいたします。

【午前10時35分休憩】